

居宅介護支援【重要事項説明書】

〈令和 6年4月1日現在〉

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 若竹福祉会
代表者役職・氏名	理事長 徳永 路哉
法人本部所在地	京都府八幡市男山金振14番地1
電話番号	075-982-8000
FAX	075-982-8899

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称、指定番号及びサービス提供地域

事業所名	八幡市居宅介護支援センターやまばと（特定事業所加算取得事業所）
所在地	京都府八幡市男山金振24番地1
介護保険指定番号	2672900012
サービスを提供する地域	八幡市及び枚方市楠葉・船橋・東山・高野道

(2) 職員体制

職種		業務内容	計
管理者	1名	・業務の総括（主任介護支援専門員）	1名
介護支援専門員	(専従) 5名	・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 及び実施状況の把握、サービス担当者会議の開催 ・指定居宅サービス事業者等との連絡調整 ・要介護認定の申請に係る援助等	6名
	(兼務) ※1 1名		

※1 管理者との兼務含む

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

*緊急連絡電話 090-9056-7674

3. 費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき介護報酬告示上の相当額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市（町村）の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

4. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当センター 相談・苦情

責任者 三宮 和美 担当者 竹下 潤子

電話 075-982-8000 FAX 075-982-8899

八幡市デイサービスセンターやまばと（八幡市男山金振24-1）玄関横に設置したある苦情承り箱「私の声」にて、当センターの居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

(2) 八幡市役所 高齢介護課 075-983-1111（代表）

枚方市役所 高齢社会室 072-841-1221（代表）

京都府国民健康保険団体連合会 075-354-9090（代表）

5. 事故発生時における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、市町村及び京都府等に連絡を行います。

6. ハラスメントへの対応

1、次のようなハラスメント行為は固くお断りします。

(1) パワーハラスメント 威圧的な言動や態度、暴言・暴力、個人の尊厳を傷つけ貶める行為等

(2) セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ・要求、卑猥な言動を繰り返すなどの迷惑行為等

(3) カスタマーハラスメント 不当な要求や常識の範囲を超え文句を言い続けるなどの行為等

2、ハラスメントが発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し必要な措置を講じます。関係機関への連絡・相談の上、健全な信頼関係が保てない場合はサービスの中断や契約を解除いたします。

7. 虐待防止のための措置について

1、事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止に必要な措置

2、事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達します。

8. 業務継続計画（BCP）の策定について

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続の計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- 2、従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 個人情報の保護及び秘密の保持について

- 1、事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2、事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- 1、サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 2、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

11. 緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号 (携帯番号)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

12. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日 令和 年 月 日

事業所	所在地	京都府八幡市男山金振24番地1
	事業所名	八幡市居宅介護支援センターやまぼと
	事業所番号	2672900012
	代表者名	所長 水口 智子 印

説明者	職名	介護支援専門員
	氏名	印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	(続柄) 印